

平成29年度の年度末賞与の基準について(案)

1. 「当該年度の医業収支が特に良好な病院」の考え方

(1) 当該年度

前事業年度の2月から当事業年度の1月までの期間

(2) 医業収支が特に良好な病院

(1)の期間における決算確定値により、次の全ての要件を満たす病院であって、

2. 「理事長が定める総額(限度額)」が算定できる病院とする。

① 医業収支が黒字

② 経常収支が黒字

③ 経常利益の20%の額を差し引いても医業収支又は医業収支と臨床研究業務収支を合わせた額が黒字

※ 医療観察法病棟が稼働するまでの間、心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金に係る補助金等収益を医業収益とみなす(当該年度開棟病院に限る)。

2. 「理事長が定める総額(限度額)」の考え方

(1) 次のうち、最も低い額を基本とする。

① 賞与の基礎月額の0.5月分の合計額

② 経常利益の20%の額

※ 再編成を行った病院については、統合対象の2つの病院の合計額を②の数値として算定する。

※ 医療観察法病棟が稼働するまでの間、心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金に係る補助金等収益を医業収益とみなす(当該年度開棟病院に限る)。

(2) 以下の事項に該当する場合は、2.(1)の額からの減算を行う。

ア) 病院の当該年度の人件費率が当該病院の過去3カ年度平均人件費率を上回る場合、2.(1)の①②のうち低い額から下記に示す「人件費率の上昇に応じた額」を減算する。

「人件費率の上昇に応じた額」

$$= (\text{当該年度人件費率} - \text{過去3カ年度平均人件費率}) \times \text{当該年度の医業収益} \times 0.2$$

※ 当分の間、当該年度の人件費率及び過去3カ年度平均人件費率がいずれも45%以下の病院については、①賞与の基礎月額の0.5月分の合計額、②経常利益の20%の額、③病院の当該年度の人件費率と人件費率45%との差を医業収益に乗じた額、のうち最も低い額が、上記の人件費率の上昇に応じた額を用いて計算した額よりも高い場合は、①②③のうち最も低い額を理事長が定める総額とする。

※ 平成27年度から平成29年度までの間は、「人件費率の上昇に応じた額」を計算するにあたって、人件費率の基礎となる平成27年度から平成29年度の給与費から、長期公経済負担金及び労働保険料を控除する。

イ) 短期・長期貸付金で当該年度約定償還分のうち未償還がある場合
(1)の①②のうちの低い額(ア)に該当した場合は、減算等を行った額)から「短期・長期貸付金で当該年度約定償還分のうち未償還となっている額」を減算する。

「短期・長期貸付金で当該年度約定償還分のうち未償還となっている額」

- ※ 短期貸付金(一般)の当該年度約定償還分のうち未償還となっている額とは、1月末時点の未償還残高をいう。
- ※ 短期貸付金(賞与)の当該年度約定償還分のうち未償還となっている額とは、12月賞与の1月分の約定償還額のうち、未償還となっている残高をいう。
- ※ 長期貸付金の当該年度約定償還分のうち未償還となっている額とは、1月末時点の約定償還分の未償還残高をいう。
- ※ 長期貸付金の国時代・独法後未償還債務の残高は除く。

※ ただし、短期・長期貸付金の未償還額について、3月末時点であれば全額返済することが可能であると見込まれる病院については、3月末時点での返済状況を事前に確認のうえ、1月末時点での未償還額を減算の対象から除外する。
※ 年度末賞与支給のための短期貸付は行わない。

(3) 上記により計算した額に α (※)を乗じた額を理事長が定める総額とする。

※ 「 α 」は、原則1とし、1以外を定める年度においては、別途示すものとする。

3. 「病院長が定める総額」の考え方

病院長が「理事長が定める総額(限度額)」の範囲内で今後の設備投資計画等を勘案し決定する。

※ 年度末賞与を支給するということは、利益が減少することになる。

本来、利益が生じた場合は、短期借入金の返済及び将来の設備投資のための積み立て(預託金)に充てられるものであることを考慮する。

ただし、「理事長が定める総額(限度額)」を全額不支給又は減額支給する場合は、職員に対して不支給(減額支給)とする具体的な理由を説明する必要がある点に留意すること。